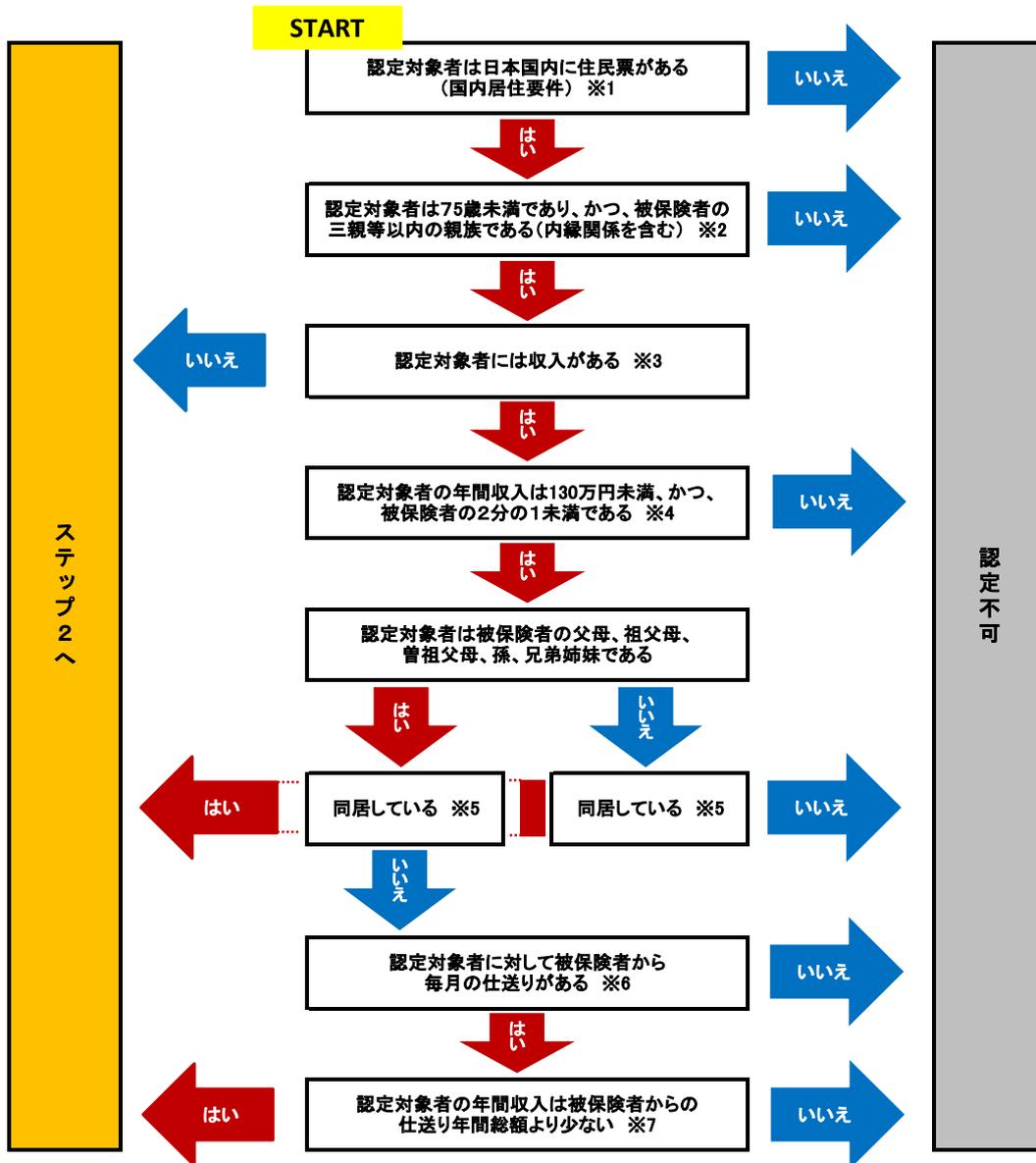


被扶養者認定フローチャート(子・配偶者以外)



ステップ2 … 『被扶養者異動届』『現況報告書』『必要書類』を全て揃えて各事業主へご提出ください。

必要書類の内容から被扶養者の要件と以下の2点を満たしていることが確認できれば被扶養者となります。

- ・認定対象者は被保険者に扶養されなければ生活を維持できない理由があること
- ・認定対象者はその生活の半分以上を被保険者により支えられていること

※1 外国に一時的に留学をする学生、外国に赴任する被保険者に同行する家族等の一時的な海外渡航を行う者等については、日本国内に生活の基礎があると認められる者として、国内居住要件の例外として取り扱われます。

※2 3親等に該当するのは以下のとおり

配偶者、子、両親、祖父母、曾祖父母、孫、兄弟姉妹、子の配偶者、孫の配偶者、曾孫とその配偶者、兄弟姉妹の配偶者、伯父伯母(叔父叔母)とその配偶者、甥姪、甥姪の配偶者、配偶者の両親、配偶者の祖父母、配偶者の曾祖父母、配偶者の子、配偶者の孫、配偶者の曾孫、配偶者の兄弟姉妹、配偶者の甥姪、配偶者の伯父伯母(叔父叔母)

※3 給与収入、事業収入、利子収入、配当収入、不動産収入、山林収入、譲渡収入、雑収入、年金、恩給、傷病手当金、出産手当金、育児休業給付金、失業給付などの継続して入るすべて収入

※4 60歳以上または障害厚生年金を受けられる程度の障害者は180万円未満

年間収入算出方法	
給与収入(3カ月以上の勤労実績あり)	3か月の収入の平均額 × 12ヶ月
給与収入(3カ月以上の勤労実績なし)	(時間給 × 1日の就業時間 × 1週当たりの就労日数) × 52 + 賞与
年金収入	全ての年金の総額
失業給付	基本手当日額 × 360日
傷病手当金	支給日額 × 360日
出産手当金	支給日額 × 360日
育児休業給付金	支給日額 × 360日

※5 会社都合の単身赴任は同居として取り扱う

※6 手渡しや数か月分の一括送金は不可

※7 仕送り年間総額 … 3ヶ月の送金の平均額 × 12ヶ月 (十賞与分)